

神奈川県道路占用料徴収条例（昭和28年神奈川県条例第19号）新旧対照表

改正	現行
<p>神奈川県道路占用料等徴収条例 (趣旨)</p>	<p>神奈川県道路占用料徴収条例 (この条例の目的)</p>
<p>第1条 この条例は、<u>道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づく道路の占有又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）の規定に基づく電線共同溝の占有に係る占用料及び道路法の規定に基づく自動車専用道路との連結に係る連結料に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>第1条 この条例は、<u>道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、県が法第32条第1項若しくは第3項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定による道路の占有（以下「占有」という。）の許可を受けた者（以下「道路占有者」という。）から道路の占有につき徴収する占用料の額及びその徴収方法について定めることを目的とする。</u></p>
<p>(占用料の額)</p>	<p>(占用料の額)</p>
<p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、<u>道路法（以下「法」という。）第32条第1項若しくは第3項（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可をし、又は法第48条の64の規定により協議が成立した占有の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占有することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。</u>以下単に「<u>占有の期間</u>」という。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（以下「各年度ごとの額」という。）の合計額とする。</p>	<p>第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、<u>法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占有の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占有することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。</u>以下この項、次項、次条第1項、第4条第1項及び別表備考9において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（以下「各年度ごとの額」という。）の合計額とする。</p>
<p>2 前項の場合において、<u>占有の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、同項の規定により算出した額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率を乗じて得た額（同項ただし書に規定する場合にあつては、各年度ごとの額に消費税率等に</u></p>	<p>2 前項の<u>規定にかかわらず、許可をした占有の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、前項の規定により算出した額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率を乗じて得た額（前項ただし書の場合にあつては、各年度ごとの額に消費税率等に</u></p>

改 正	現 行
<p>1 を加えた率を乗じて得た額の合計額) とする。</p> <p>3 <u>第1項の場合において、算出した占用料の額（同項ただし書に規定する場合にあつては、各年度ごとの額）が100円に満たないときは、その額を100円とする。</u></p> <p>4 <u>第2項の場合において、算出した占用料の額（第1項ただし書に規定する場合にあつては、各年度ごとの額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額）が100円に満たないときは、その額を100円とする。</u> (<u>占用料の徴収方法</u>)</p>	<p>1 を加えた率を乗じて得た額の合計額) とする。</p> <p>3 <u>前2項の場合において、算出した占用料の額（第1項ただし書に規定する場合にあつては、各年度ごとの額又は各年度ごとの額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額）が100円に満たないときは、その額を100円とする。</u> (新規)</p> <p>(<u>占用料の徴収等</u>)</p>
<p>第3条 <u>占用料は、占用の期間に係る分を一括して徴収するものとする。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、毎年度、当該年度分の占用料を徴収するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、知事は、占用料が特に多額であるときその他やむを得ない理由により占用料を一時に納付することが困難であると認めるときは、当該年度内で3回以内に分割して徴収することができる。</u></p> <p>3 <u>占用料で既に納めたものは、還付しない。ただし、知事が法第71条第2項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該<u>占用の許可の取消しの日までの期間</u>につき算出した<u>占用料の額をこえる</u>ときは、その<u>こえる額</u>の占用料は、還付する。</u> (<u>占用料の額の最低額の下限の額</u>)</p>	<p>第3条 <u>占用料は、法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占用の期間に係る分を、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）の定めるところにより一括して徴収するものとする。</u> (新規)</p> <p>2 <u>前項の占用料で既に納めたものは、還付しない。ただし、知事が法第71条第2項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該<u>占用の取消しの日までの期間</u>につき算出した<u>占用料の額をこえる</u>ときは、その<u>こえる額</u>の占用料は、還付する。</u> (<u>徴収の特例</u>)</p>
<p>第4条 <u>法第39条の2第5項に規定する条例で定める額は、別表占用料の欄に定める金額に、同条第1項に規定する入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して知事が定める期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、知事は、次条各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する額の範囲内において別に<u>占用料の額の最低額の下限の額</u>を定めることができる。</u> (<u>占用料の減免</u>)</p>	<p>第4条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、<u>占用の期間が引き続き2年以上にわたる場合は、知事は、年度ごとに</u>占用料を徴収することができる。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるものの外、<u>占用料が特に多額であるとき又はその他の事由により一時に全額の納付が困難であると認めるときは、知事は、当該年度内で3回以内に分割徴収することができる。</u></u> (<u>占用料の減免</u>)</p>

改 正	現 行
<p>第5条 知事は、占用が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>占用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(連結料の額の基準)</u></p>	<p>第5条 知事は、<u>占用が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>道路占用者の申請により</u>占用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p>
<p>第6条 <u>法第48条の7第1項の規定による連結料の額の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>次に掲げる額の合計額の範囲内であること。</u></p> <p>ア <u>当該自動車専用道路と連結する法第48条の4第2号に掲げる施設(以下この条において「連結利便施設等」という。)の用に供する土地又は当該自動車専用道路と連結する同条第3号に掲げる施設(以下この条において「連結通路等」という。)及び当該連結通路等によつて自動車専用道路と連絡する同条第2号に掲げる施設(以下この条において「連絡施設」という。)の用に供する土地と当該連結利便施設等又は連結通路等が自動車専用道路に連結しないものとした場合のこれらの土地との規則で定めるところにより算定した地代の差額に相当する額</u></p> <p>イ <u>当該連結利便施設等又は連結通路等と連結することにより追加的に必要を生じた当該自動車専用道路の管理に要する費用の額</u></p> <p>(2) <u>前号イに掲げる額を下回らないこと。</u></p> <p>(3) <u>連結利便施設等又は連絡施設の規模、用途その他の状況に応じて公正妥当なものであること。</u></p> <p><u>(連結料の徴収方法)</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>第7条 <u>連結料は、毎年度、当該年度分を一括して徴収する。</u></p> <p>2 <u>連結料で既に徴収したものは、還付しない。ただし、知事が法第71条第2項の規定により連結許可を取り消した場合において、既に徴収した連結料の額が当該連結許可の日から当該連結許可の取消の日までの期間につき算出した連結料の額を超えるとときは、その超える額の連結料は、還付する。</u></p> <p><u>(委任)</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(規則への委任)</p>
<p>第8条 この条例の施行に<u>関し</u>必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>第6条 この条例の施行に<u>ついて</u>必要な事項は、<u>知事</u>が定める。</p>

改 正							現 行						
別表（第2条、第4条関係）							別表（第2条関係）						
占用物件		占用料					占用物件		占 用 料				
		単位	所在地						単位	所 在 地			
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地				第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本1年	2,370円	1,880円	1,560円	1,450円	第一種電柱	1本1年	2,300円	1,810円	1,450円	1,390円	
	第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円	2,230円	第二種電柱		3,540円	2,790円	2,230円	2,140円	
	第三種電柱		4,920円	3,890円	3,240円	3,000円	第三種電柱		4,770円	3,760円	3,010円	2,880円	
	第一種電話柱		2,120円	1,680円	1,400円	1,290円	第一種電話柱		2,060円	1,620円	1,300円	1,240円	
	第二種電話柱		3,390円	2,690円	2,230円	2,070円	第二種電話柱		3,290円	2,590円	2,080円	1,990円	
	第三種電話柱		4,660円	3,690円	3,070円	2,850円	第三種電話柱		4,520円	3,560円	2,850円	2,730円	
	(削除)					支線柱及び支線	1本(条)1年	950円	740円	600円	570円		
	その他の柱類		210円	170円	140円	130円	その他の柱類	1本1年	210円	160円	130円	120円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	21円	17円	14円	13円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	21円	16円	13円	12円	
	地下に設ける電線その他の線類	1年	13円	10円	8円	8円	地下に設ける電線その他の線類	1年	12円	10円	8円	7円	
	路上に設ける変圧器	1個1年	2,080円	1,640円	1,370円	1,270円	路上に設ける変圧器	1個1年	2,010円	1,590円	1,270円	1,220円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年	1,270円	1,010円	840円	780円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年	1,230円	970円	780円	750円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年	4,240円	3,360円	2,790円	2,590円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年	4,110円	3,240円	2,590円	2,490円	
	郵便差出箱及び信書便		1,780円	1,410円	1,170円	1,090円	郵便差出箱及び信書便		1,730円	1,360円	1,090円	1,040円	

改正						現行								
	差出箱						差出箱							
	広告塔	表示面積1平方メートル1年	8,010円	4,730円	1,510円		1,040円	広告塔	表示面積1平方メートル1年	7,410円	4,580円	1,980円	1,670円	
		その他のもの	4,240円	3,360円	2,790円		2,590円		その他のもの	占面積1平方メートル1年	4,110円	3,240円	2,590円	2,490円
		その他のもの								その他のもの				
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年	89円	70円	59円	54円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年	86円	68円	54円	52円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	84円	78円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		120円	97円	78円	75円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		190円	150円	130円	120円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		180円	150円	120円	110円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250円	200円	170円	160円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250円	190円	160円	150円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		380円	300円	250円	230円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		370円	290円	230円	220円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		510円	400円	340円	310円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		490円	390円	310円	300円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		890円	700円	590円	540円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		860円	680円	540円	520円	
	外径が0.7メートル以上		1,270円	1,010円	840円	780円		外径が0.7メートル以上		1,230円	970円	780円	750円	

改 正				現 行			
	1メートル未満のもの						
	外径が1メートル以上			2,540円	2,010円	1,680円	1,550円
	2メートル未満のもの						
	外径が2メートル以上のもの			5,090円	4,030円	3,350円	3,110円
法第32条第1項第3号に掲げる施設				4,240円	3,360円	2,790円	2,590円
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊			190円	180円	160円	160円
	その他のもの			390円	280円	160円	160円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	階数が1のもの	占有面積1平方メートル1年	$A \times 0.005$				
	階数が2のもの		$A \times 0.008$				
	階数が3以上のもの		$A \times 0.01$				
	上空に設ける通路		4,010円	2,360円	750円	520円	
	地下に設ける通路	2,400円	1,420円	450円	310円		
	その他のもの	390円	280円	160円	160円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートル1日	80円	47円	15円	10円	
	その他のもの	占有面積1平方メートル1月	800円	470円	150円	100円	
	看板	一時的表示面	800円	470円	150円	100円	
	1メートル未満のもの						
	外径が1メートル以上			2,470円	1,940円	1,560円	1,490円
	2メートル未満のもの						
	外径が2メートル以上のもの			4,930円	3,890円	3,110円	2,980円
法第32条第1項第3号に掲げる施設				4,110円	3,240円	2,590円	2,490円
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊			160円	150円	140円	140円
	その他のもの			330円	240円	140円	140円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	階数が1のもの	占有面積1平方メートル1年	$A \times 0.005$				
	階数が2のもの		$A \times 0.008$				
	階数が3以上のもの		$A \times 0.01$				
	上空に設ける通路		3,710円	2,290円	990円	830円	
	地下に設ける通路	2,220円	1,370円	590円	500円		
	その他のもの	330円	240円	140円	140円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートル1日	74円	46円	20円	17円	
	その他のもの	占有面積1平方メートル1月	740円	460円	200円	170円	
	看板	一時的表示面	740円	460円	200円	170円	

改 正					現 行						
政令第7条第3号に掲げる施設	トル1 年	$A \times 0.033$				政令第7条第3号に掲げる施設	トル1 年	$A \times 0.034$			
政令第7条第4号に掲げる工 用施設及び同条 第5号に掲げる 工 工事用材料	占用面 積1平 方メ ートル1 月	800円	470円	150円	100円	政令第7条第4号に掲げる工 用施設及び同条 第5号に掲げる 工 工事用材料	占用面 積1平 方メ ートル1 月	740円	460円	200円	170円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	トル1 月	420円	340円	280円	260円	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	トル1 月	410円	320円	260円	250円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	$A \times 0.011$	$A \times 0.014$	$A \times 0.016$	$A \times 0.019$	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	$A \times 0.013$	$A \times 0.015$	$A \times 0.017$	$A \times 0.019$	
	上空に設けるもの	$A \times 0.023$				上空に設けるもの	$A \times 0.024$				
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	$A \times 0.005$				地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	$A \times 0.005$				
	階数が1のもの	$A \times 0.008$				階数が1のもの	$A \times 0.008$				
	階数が2のもの	$A \times 0.01$				階数が2のもの	$A \times 0.01$				
	階数が3以上のもの	$A \times 0.033$				階数が3以上のもの	$A \times 0.034$				
	その他のもの	$A \times 0.033$				その他のもの	$A \times 0.034$				
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	$A \times 0.011$	$A \times 0.014$	$A \times 0.016$	$A \times 0.019$	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	$A \times 0.013$	$A \times 0.015$	$A \times 0.017$	$A \times 0.019$
政令第7号に掲げる施設	その他のもの	$A \times 0.008$	$A \times 0.01$	$A \times 0.012$	$A \times 0.013$	政令第7号に掲げる施設	その他のもの	$A \times 0.009$	$A \times 0.01$	$A \times 0.012$	$A \times 0.014$
政令第7号に掲げる施設	建築物	$A \times 0.023$				政令第7号に掲げる施設	建築物	$A \times 0.024$			
政令第7号に掲げる施設	その他のもの	$A \times$	$A \times$	$A \times$	$A \times$	政令第7号に掲げる施設	その他のもの	$A \times$	$A \times$	$A \times$	$A \times$

改 正							現 行						
条第	の	方メー	0.008	0.01	0.012	0.013	条第	の	方メー	0.009	0.01	0.012	0.014
10号	に掲げる施設及び自動車駐車場の	トル1年					10号	に掲げる施設及び自動車駐車場の	トル1年				
政令第7条第11号	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		$A \times 0.011$	$A \times 0.014$	$A \times 0.016$	$A \times 0.019$	政令第7条第11号	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		$A \times 0.013$	$A \times 0.015$	$A \times 0.017$	$A \times 0.019$
	上げるもの		$A \times 0.023$					上げるもの		$A \times 0.024$			
	応急仮設建築物の		$A \times 0.033$					応急仮設建築物の		$A \times 0.034$			
	政令第7条第12号に掲げる器具		$A \times 0.033$					政令第7条第12号に掲げる器具		$A \times 0.034$			
政令第7条第13号	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		$A \times 0.011$	$A \times 0.014$	$A \times 0.016$	$A \times 0.019$	政令第7条第13号	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		$A \times 0.013$	$A \times 0.015$	$A \times 0.017$	$A \times 0.019$
	上げるもの		$A \times 0.023$					上げるもの		$A \times 0.024$			
	その他のもの		$A \times 0.033$					その他のもの		$A \times 0.034$			
備考 1 (略) 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。 (1) 第一級地 鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市の区域をいう。 (2) 第二級地 横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足							備考 1 (略) 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。 (1) 第一級地 鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び高座郡寒川町の区域をいう。 (2) 第二級地 横須賀市、平塚市、小田原市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、						

改 正	現 行
<p>柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。</p> <p>(3) 第三級地 <u>三浦市、南足柄市、足柄上郡中井町</u>、同郡松田町、足柄下郡箱根町及び同郡湯河原町の区域をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～9 (略)</p>	<p>足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。</p> <p>(3) 三級地 <u>足柄上郡中井町</u>、同郡松田町、足柄下郡箱根町及び同郡湯河原町の区域をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～9 (略)</p>